

食 品 安 全 委 員 会 企 画 専 門 調 査 会

第 22 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 19 年 11 月 27 日（火） 10:00～12:36

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

- （１）見上委員長挨拶
- （２）専門委員の紹介
- （３）専門調査会の運営等について
- （４）座長の選出
- （５）委員会自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象の点検・検討について
- （６）平成 19 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
- （７）その他

4. 出席者

（専門委員）

早川座長、飯島専門委員、伊藤専門委員、内田専門委員、河合専門委員
近藤専門委員、佐々木専門委員、清水専門委員、谷口専門委員、西脇専門委員、
橋本専門委員、福代専門委員、山根専門委員、渡邊専門委員

（専門参考人）

服部専門参考人

（食品安全委員会委員）

見上委員長、小泉委員、廣瀬委員、本間委員

（事務局）

齊藤事務局長、日野事務局次長、大久保総務課長、北條評価課長、西村勧告広報課長、
酒井情報・緊急時対応課長、小平リスクコミュニケーション官

5. 配布資料

資料 1	専門委員職務関係資料
資料 2	自ら評価案件選定手続等について
資料 3	＜平成 19 年度＞食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について
資料 4	平成 19 年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について
参考資料	平成 19 年度食品安全委員会運営計画

6. 議事内容

○大久保総務課長 それでは、定刻の 10 時になりましたので、ただ今から「企画専門調査会第 22 回会合」を開催いたします。

私、事務局の総務課長の久保と申します。よろしくお願いいたします。

座長が選出されるまでの間、私が議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、10 月 1 日の専門委員の改選後の初めての会合ということでございますので、まず、始めに見上食品安全委員会委員長より、ごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

○見上委員長 座ってごあいさつさせていただきます。

このたび、食品安全委員会の専門委員への就任を御承諾いただきまして、誠にありがとうございます。皆様は、内閣総理大臣より、平成 19 年 10 月 1 日付けで食品安全委員会の専門委員として任命されました。

そして、所属する専門調査会は、委員長が指名することになっておりますことから、皆様につきましては、企画専門調査会に所属する専門委員として私が指名させていただきます。何とぞ、よろしくお願いいたします。

さて、平成 15 年 7 月に食品安全委員会が設置されてから 4 年余りが経過いたしました。これまでの間、私も含めまして 7 人の委員で、毎週木曜日、様々な案件について公開にて審議してまいりました。

また、専門調査会につきましては、各分野における専門的な事項について調査審議をしていただいていたところであり、10 月 1 日からは 14 の専門調査会の体制で皆様を含めて総勢約 200 名の方々に御活躍いただいております。

その中で、企画専門調査会は、各界を代表される学識者の委員の方々と、一般公募により選ばれた委員の方から構成されている、特色のある専門調査会であります。

企画専門調査会の委員の皆様には、様々な観点から食品安全委員会の年間計画を始めとしまして、委員会運営等の基本的かつ重要な事項について、これまでの知識や経験を十分生かし、大所高所から御審議いただければと考えております。国民の食品の安全に対する関心はますます高まっています。国民の期待に応えられるよう、皆様と協力し、よりよい食品安全委員会としたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○大久保総務課長 どうもありがとうございました。次に、本日お配りしております資料の確認をお願いしたいと思います。

本日は、5点ほど資料を用意しております。

資料1が「専門委員職務関係資料」という表題の付いているものでございます。

資料2が「自ら評価案件選定手続等について」という表題が付いているものでございます。

資料3が「＜平成19年度＞食品安全委員会が自ら食品健康影響評価を行う案件の候補について」という表題の付いているものでございます。

資料4が「平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について」という表題の資料でございます。

なお、最後に参考資料といたしまして「平成19年度食品安全委員会運営計画」を御用意させていただいております。

不足の資料等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。何かありましたら、事務局に言っていただければと思います。

それでは、議事に入らせていただきます。

まず、専門委員の紹介でございます。今回、企画専門調査会の専門委員に御就任いただきました委員の皆様には私の方からお名前、50音順でございしますが、御紹介させていただきます。よろしくお願い致します。

なお、今回、新たに就任されました委員につきましては、申し訳ございませんが、簡単に自己紹介のほどお願いいたします。

それでは、まず最初に、飯島康典専門委員でございます。

続きまして、伊藤正史専門委員でございます。

続きまして、内田健夫専門委員でございます。

それから、新任になります。河合義雄専門委員でございます。

○河合専門委員 河合でございます。私はニチレイという会社に入りまして、主に冷凍食

品の生産の方をやっておりまして、経歴から言いますと、工場と本社の方をずっと行ったり来たりしておりまして、今、主に品質保証の方と、技術を担当しているということでございます。

一応、日中の方は、今、分社化していきまして、ホールディングの会社と各事業会社がありますけれども、私は、今、ホールディングの方で仕事をしています。よろしくお願いします。

○大久保総務課長 続きまして、近藤信雄専門委員でございます。

続きまして、佐々木珠美専門委員でございます。

新任になります、清水英佑専門委員でございます。

○清水専門委員 清水でございます。私は、慈恵医大を今年の3月で定年で退職いたしました。今、名誉教授という称号をいただいておりますが、専門は化学物質の毒性ということで、特に在職中は変異原性とか、あるいは発がん性というような仕事をしておりました。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○大久保総務課長 続きまして、新任になります、谷口正代専門委員でございます。

○谷口専門委員 香川からまいりました、谷口と申します。私は、衛生検査所で学校給食を中心に給食施設の衛生指導をしております。安全な食の供給をと日々願っている中で、こういう会に参加させていただくことで、何かお役に立てればと思っております。

どうぞ、よろしくお願いいたします。

○大久保総務課長 続きまして、西脇徹専門委員でございます。

新任になります、橋本由子専門委員でございます。

○橋本専門委員 橋本でございます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

私は、九州の福岡からやってまいりました。今は専業主婦をいたしておりますけれども、2年ほど前までミルク会社の栄養士として勤務いたしておりました。この中では、多分一番消費者に近い立場で、今、こちらの方に座らせていただいていると思っております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○大久保総務課長 続きまして、新任になります、早川堯夫専門委員でございます。

○早川専門委員 早川でございます。9月まで遺伝子組換え食品等専門調査会に所属して活動しておりました。もともと国立医薬品食品衛生研究所に勤務しておりまして、その関係で、この委員会に協力させていただいております。よろしくお願いいたします。

○大久保総務課長 続きまして、新任になります、福代俊子専門委員でございます。

○福代専門委員 福代でございます。全国女性協の方から出させていただいております。

生産者の立場になるかと思います。よろしくお願いいたします。

○大久保総務課長　続きまして、山根香織専門委員でございます。

続きまして、渡邊治雄専門委員でございます。

また、本日、欠席されておりますけれども、武見ゆかり専門委員が再任されております。

また、宗像道子専門委員が新しく委員として選任されております。

なお、皆様方の任期につきましては、平成 21 年 9 月 30 日までの 2 年間ということでございますので、よろしくお願いいたします。

また、先ほど見上委員長からごあいさつがございましたけれども、本日、食品安全委員会から外の委員の皆様にも御出席いただいておりますので、御紹介させていただきます。

まず、委員長代理の小泉委員でございます。

続きまして、後ろの席になりますけれども、廣瀬委員でございます。

本間委員でございます。

また、事務局の紹介も併せてさせていただきます。

事務局長の齊藤でございます。

次長の日野でございます。

評価課長の北條でございます。

勧告広報課長の西村でございます。

リスクコミュニケーション官の小平でございます。

情報・緊急時対応課長の酒井でございます。

それでは、次に専門調査会の運営につきまして、特に専門委員の職務に関係する内容を中心にお手元の資料 1 に基づきまして、私の方から簡単に御説明させていただきます。

それでは、資料 1 「専門委員職務関係資料」でございます。

1 ページをお開きください。

私どもの業務の中心、食品安全委員会基本法でございます。この条文の抜粋がございますが、1 ページの下の方にリスク分析手法の導入第 11 条で「食品健康影響評価の実施」というのがございます。

ここにごございますように、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たりまして、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある生物学的、化学的若しくは物理的な要因又は状態であって、それで飛びまして、当該食品が摂取されることにより、人の健康に及ぼす影響についての評価、これを行うというのが 1 つでございます。

続きまして、4 ページまで飛んでください。

4 ページに食品安全委員会の所掌事務というものがございます。第 23 条でございます。これの第 2 号、二と書いてあるところでございますけれども、次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うというのが業務となっております。

ここには次条の内容が書いてございませぬけれども、厚生労働省あるいは農林水産省が農薬ですとか、添加物とか、いろいろな基準をつくる、あるいはその基準を改正する。その場合には食品安全委員会の方に諮問を行う。これらはリスク管理機関からの要請に基づきまして、私どもリスク評価を行うというものでございます。

それとは別に、私どもの食品安全委員会自らの判断でリスク評価、いわゆる食品健康影響評価を行うということができるといことでございます。

これを自ら評価と私ども呼んでおりますけれども、これの御審議をこの委員会でお願ひするという形でございます。

続きまして、8 ページまで飛んでください。

同じく食品安全基本法の中に専門委員という条項がございます。これは 36 条でございます。

1 項を見ていただきますと、食品安全委員会に専門の事項を調査審議させるために専門委員を置くといことでございます。そしてこれにつきましては、内閣総理大臣が任命するといことでございます。

そして、9 ページの上の方、4 にございますように、専門委員、これは非常勤といことでございます。

それでは、また飛びまして 12 ページをお開きください。

専門調査会の調査審議といことでございます。冒頭書いてございますように、食品安全委員会の運営に関しまして必要な事項、これは食品安全委員会委員長が食品安全委員会に諮って定めるという形になっております。

そして、特に関係する部分、12 ページの下の方に「第 2 組織及び運営の一般原則」というところがございます。

食品安全委員会の専門調査会の運営。これにつきましては、規程において定められております。

13 ページの上の方を見ていただきますと、①にございますように、各専門調査会、これに属します専門委員は、先ほど委員長からございましたように、委員長が指名するといことでございます。

また、専門調査会に座長を置くといことで、その座長は専門委員の互選により選任す

るということでございます。また、座長は会議の議長となります。

また、座長に事故があるとき、その職務を代理する者、いわゆる座長代理と呼んでおりますけれども、これは座長があらかじめ指名するということでございます。

これらの手続につきましては、後ほどお願いするという形になります。

また、13 ページの一番下に書いてございます「2 調査審議の公開」ということでございます。この企画専門調査会につきましては、すべて公開で審議をしていただきます。したがって、今日も傍聴の方がおられます。また、議事録はすべて公開されます。そういうことでよろしく願いいたします。

15 ページ、今、言いました専門調査会の運営規程がここに載っております。ここでちょっと御覧いただきたいのは、第3条で、いわゆる所掌が書いてございます。3条の1項には企画専門調査会の所掌でございますけれども、食品安全委員会の活動に関する年間計画、これについて御審議いただきます。

また、閣議決定に基づきまして、食品安全行政についての基本事項というのが定められておりますが、これについても調査審議する。

また、その外、先ほど言いました自ら評価案件、この審議もお願いするということでございます。

続きまして、20 ページには、専門調査会の調査審議以外の業務ということが書いてございます。当然、この専門調査会では、それぞれの審議事項について調査をいただきますが、それ以外についても御協力いただく場合があるということでございます。

その1つが「1 リスクコミュニケーション」でございます。私ども評価も行いますが、もう一つの柱でリスクコミュニケーションというのがございます。その一環としていろいろ意見交換を行いますが、その際、場合によっては皆様方に御協力いただく場合もあるということでございます。

続きまして、22 ページでございます。

「3 食品健康影響評価技術研究運営委員会」。私ども評価をやっておりますが、その技術の向上に向けてのいろいろな研究も行っております。そして、それを進めるために、研究運営委員会というのを設けております。

そして、これにつきましては、各専門調査会の代表の方をお願いしております。例えば企画専門調査会では、従来、佐々木委員にいろいろお願いしているということでございます。そういうことで、このようなこともお願いする場合があるということでございます。

32 ページ、ここで「6 専門委員の服務について」というのがございます。先ほども言

いましたけれども、専門委員、皆様は内閣総理大臣が任命するという形になっております。したがって、非常勤の国家公務員という位置付けになります。したがって、国家公務員法が適用されるということでございます。

2を見ますと「法令及び上司に従う義務」。何か難しいことが書いてありますけれども、当然食品安全基本法を含めた法令に従って御審議いただくとともに、基本的には食品安全委員会あるいは委員長が調査審議していただく事項を定めますので、その事項について御審議していただくという意味合いでございます。

最後に 33 ページ、一番下に括弧書きでくくってあるものを書いてございます。この趣旨を若干簡単に御説明申し上げます。

専門委員の皆様、これは各方面で御活躍されているということでございます。したがって、この専門調査会でいろいろ御議論いただくというのはございますけれども、それ以外の場でも、恐らくこれは専門委員の立場ではなく、専門家としての立場かもしれませんけれども、食品の安全性の確保について、個人的見解等を発表される、そういうことは多々あるかと思えます。

それに当たって、お願いしたい注意事項ということでございますが、皆様、当然専門家でございますので、いろいろな場で自由に発言される、それを妨げるものではございません。

ただ、過去に残念ながら専門家として御発言していただいた個人的な見解、これが食品安全委員会の見解であるような誤解を与えているという指摘を受けたケースがございました。

ということで、今回、改選に当たりまして、皆様へのお願いでございますが、専門家として個人的見解を公表する場合、やはり食品安全委員会の見解であるような誤解を招かないようにしていく必要があるだろうということで、これは例えばでございますけれども、そのような場合には、専門委員の肩書きを使わないとか、あるいは食品安全委員会の見解とは異なるというようなことを明確に述べていただくとか、ちょっとした注意ということだと思いますけれども、御配慮いただければと思っております。よろしくお願いいたします。

以上、私の方から簡単に御説明させていただきましたが、以上につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。

それでは、これから専門委員として御活動していただく中で、いろいろ御不明な点が出てまいりましたら、事務局の方まで問い合わせいただければと思います。

それでは、続きまして、本専門調査会の座長の選出をお願いしたいと思います。

先ほども申しましたが、食品安全委員会の専門調査会の運営規程、これは第2条第3項になりますけれども、座長につきましては、専門委員の互選により選任するとされております。

ということで、専門委員の皆様から御推薦いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

渡邊専門委員、どうぞ。

○渡邊専門委員 遺伝子組換え食品等専門調査会で座長の経験のある、早川先生がいかにかと思います。

○大久保総務課長 その外、どうぞ。

○佐々木専門委員 私も早川先生にお願いするのが一番よろしいかと思います。

○大久保総務課長 ただ今、渡邊専門委員及び佐々木専門委員から、早川専門委員を座長にという御推薦の言葉がございましたけれども、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○大久保総務課長 ありがとうございます。それでは、皆様の御賛同を頂きましたので、早川専門委員に座長をお願いしたいと思います。それでは、早川先生、座長席の方へお移りください。

（早川専門委員、座長席へ移動）

○大久保総務課長 それでは、早川座長から一言ごあいさつをお願いできればと思います。

○早川座長 早川でございます。ただ今企画専門調査会の座長という大役を務めさせていただくことになりました。何とぞ、よろしくお願いいたします。

この企画専門調査会というのは、食品安全委員会全体の活動計画を調査審議することなど、非常に重要かつ幅広い役目を果たさなければならないと伺ったところでございます。

今回、再任あるいは新任されました専門委員の皆様方と共に、与えられた課題に精一杯取り組んでまいりたいと考えておりますので、何とぞ、よろしくお願い申し上げます。

○大久保総務課長 ありがとうございます。それでは、これ以後の議事の進行につきましては、早川座長をお願いいたします。

○早川座長 それでは、議事の進行を引き継がさせていただきます。

まず、先ほど事務局から御説明がございましたけれども、食品安全委員会専門調査会運営規程では、座長に事故があるときは、専門委員のうちから、座長があらかじめ指名する

者が、その職務を代理すると定められております。

したがいまして、私から座長代理として、清水専門委員を指名させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○早川座長 ありがとうございます。それでは、清水座長代理から一言ごあいさつをお願いいたします。

○清水専門委員 清水でございます。今、座長代理という大役を仰せつかりましたが、座長を補佐して議事進行を今後補佐していきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いいたします。

○早川座長 ありがとうございます。次に本専門調査会は、非常に多岐にわたる事項を調査審議するということから、平成 15 年 10 月より、農薬や飼料添加物などの生産資材に関して、専門的な御見識を有する方といたしまして、日本曹達株式会社で農業化学品事業部農業化学品登録グループのグループリーダーをされております服部光雄氏に専門参考人として、当専門調査会に御出席いただいていると聞いております。

そこで、各専門委員の先生方に御了解をいただきまして、引き続き服部氏に御参加いただきたいと思っておりますけれども、皆様方、いかがでございましょうか。

（「異議なし」と声あり）

○早川座長 ありがとうございます。それでは、服部専門参考人、お席にお移りいただきたいと思えます。

（服部専門参考人着席）

○早川座長 それでは、続きまして、本年度の食品安全委員会における自ら評価の案件の選定について議事を進めてまいりたいと思えます。

この選定作業につきましては、9 月 7 日の当専門調査会で、第 1 回目の絞り込みを行ったと聞いておりますので、始めに、選定の流れと、前回の審議の結果について復習できればと思っております。

事務局から簡単に御説明をお願いいたします。

○大久保総務課長 それでは、私の方から資料 2 に基づきまして御説明申し上げます。資料 2 「自ら評価案件選定手続等について」でございます。

1 ページ、ここでは平成 19 年度自ら評価案件の決定までの流れを簡単に記しております。簡単に復習させていただきます。

今回、平成 19 年度については、私どもにいろいろ寄せられました情報等を基に、自ら評

価案件、当初、事務局で15案件ほどピックアップしておりました。

そして、9月7日、これは旧体制でございますが、企画専門調査会におきまして、15案件を御審議いただき、6案件まで絞り込みを行ったところでございます。

この6案件につきまして、私どもリスク管理機関等からの情報等を基に、更に情報の整理をいたしまして、ここでは10月から11月になっていますが、本日、11月27日に再度御審議いただき、絞り込みを行っていただければと思います。

なお、今日絞り込みを行ったものにつきましては、最終的には食品安全委員会の親委員会の方に報告という形になります。

そして、親委員会の方で、再度それにつきまして、自ら評価をするのか、ファクトシートあるいは情報収集するのか等の仕分けを行って決定していくという流れになります。

2ページ、これは私ども、いわゆる評価候補案件をピックアップするに当たっての考え方、それを簡単にまとめたものでございます。基本的には、私ども3つの観点からそういう案件をピックアップしたということで、1つは、いわゆる内外の研究機関と、あるいはマスメディア等、いろんなところから情報を発信しておりますが、そういう中で、やはり危害情報に関するものがございます。

そういう情報の中で、我が国においては、まだリスク評価が行われていないとか、あるいは行われているけれども、それは昔であって、もうかなり経っている。そういうものについては、候補案件としてピックアップしていくという考えでございました。

2つ目でございます。私ども「食の安全ダイヤル」とか「食品安全モニター」、国民から直接情報を吸い上げる、そういうチャンネルを持っておりますが、そういうものから寄せられた情報であって、ここに1から3まで書いてございますけれども、評価を要請しているものであるとか、あるいはやはり我が国で評価が行われていない、あるいは行われているけれども、かなり昔であるというようなものについてピックアップしていこうということです。

3つ目、委員会にいろいろ文書で要請等が来ます。これは専門家の方もおられれば、国民一般の方もおられますが、そういう要請の中で同様の観点で選んだもの。このような観点で選んで、今年度で言えば、15案件をピックアップしたというものでございます。

3ページ、そういうものについて、企画専門調査会ではどういう考えで選定していただきたいかというのをまとめたものでございます。基本的には、次の3つの観点から優先度が高いものを御審議いただければということでございます。

1つが、国民の健康への影響が大きいと考えられるもの、たくさん広く食べられている

とか、そういうものだろうと思います。

②にありますけれども、危害要因等の把握の必要性が高いもの、健康被害が生じているけれども、科学的知見が不十分でよく分からないというものについては、選んでいく必要があるのではないだろうか。

3つ目、評価ニーズが特に高いもの、やはり国民の健康への影響が想定される、そして国民の評価ニーズが高いというものを選んでいこうということ。

したがって、主な3つの観点から御審議いただければと思います。

なお、注が一番下に小さく書いてございますけれども、食品安全委員会の食品健康影響評価やリスク管理機関での対応が、適切にもう既に行われている、あるいは近く行われるというものは除いていくという考えでございます。

4ページは、今、言った注の解説でございますので、これは飛ばさせていただきます。

5ページ、9月7日、第21回でございますけれども、調査選定の結果でございます。私ども、15案件ほどピックアップして御審議いただいたところ、残りましたのが、1のこんにゃく入りゼリーに関するもの、2の体細胞クローン牛に関するもの、4の食品中の鉛に関するもの、5のヘテロサイクリックアミンに関するもの、6の多肥栽培による葉物野菜の硝酸塩に関するもの。

ずっと飛びまして、最後の6ページの15でございます。有機ヒ素化合物に関するものということで、旧体制でございますけれども、この6案件が残ったということでございます。委員改選で新体制になりましたけれども、それを前提に、今日は6案件について御審議いただければと思っております。

最後に7ページ、今後の検討の参考ということで、今までどのような形で候補が選ばれ、それが最後どうなっていったかということを簡単に御説明しておきます。

自ら評価は16年度から始まっております。16年度は2回に分けましたので、上段、下段に分かれておりますが、まず、上段を見ていただきますと、第1回目、30件を超える案件の中から最終的に6案件が企画専門調査会で選ばれました。

それにつきましては、食品安全委員会の方に報告をされまして、結果的には1の食中毒の微生物の関係、これが自ら評価案件として採用されたということでございます。

2から6につきましては、親委員会の段階でファクトシートを作成する。あるいは情報収集を継続するという分類分けがされたところでございます。

2回目が下段でございますけれども、これにつきましても、11案件の中から最終的に審議されて4案件が残って、親委員会の方に報告されたということでございます。

そして、親委員会での審議の結果、最終的には、右に書いてございますように、調査を進める、あるいは情報収集を継続するというような形で整理されたところでございます。

次のページをお開きいただきまして、17年度でございます。

17年度は上段でございますけれども、この時は事務局が10案件ほどピックアップいたしまして、この企画専門調査会で御審議いただいた結果、自ら評価案件としては1番の、いわゆる米国、カナダ牛肉以外の牛肉の評価ということで、これが企画専門調査会で選ばれてまして、親委員会でも、最終的にこれを自ら評価として決定したということでございます。

そして、17年度から2から4にございますように、企画専門調査会の段階で、いわゆる管理状況を含め、情報を整理して公表するというような仕分けがされまして、親委員会の方に上げていただいたということ。そして、これら2から4の3つについては、親委員会でも最終的にファクトシートを作成するという決定をしまして、既に作成されたところでございます。

18年度につきましても、事務局は11案件ほど候補を選びまして、その結果、企画専門調査会では1番目の食品の放射線照射に関する評価が選ばれました。

そして、親委員会で審議いただきまして、最終的には親委員会では情報収集を継続するという形になったところでございます。

なお、18年度も2から5につきましても、企画専門調査会の段階で、いわゆる情報を整理して公表する、又は情報収集を継続するというふり分けがされまして、そして親委員会の方に報告がなされまして、その結果、2、4、5についてはファクトシートを作成する。3については情報収集を継続するという分類になっております。

ということで、このようなことも参考にしながら、今日は御議論いただければと思っております。

私からは以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項等につきまして、御質問などがございましたら、どうぞよろしくお願いいたします。

いかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、先ほどの御説明で、前回の当専門調査会の審議で、候補案件が6件に絞られたということでありますので、本日は6件について更なる絞り込みを行いたいと思います。

それでは、事務局から6件について御説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 情報課の酒井でございます。前回の審議におきまして、絞

り込まれました 6 件につきまして、事務局で前回以降の情報などを加味して再整理をいたしました。資料 3 に用意いたしましたので、御説明申し上げます。

資料 3 をお開きいただきまして、目次のところですが、今の 6 つの危害要因について整理を添付しているということでございます。

さらに、補足の資料として、こんにゃく入りゼリーの業界団体の取組と農林水産省のホームページに野菜中の硝酸塩に関する情報ということで公開されておりますので、参考で添付いたしました。

それでは、まず、こんにゃく入りゼリーについてでございます。1 ページです。

これらの整理表につきましては、それぞれ大別いたしまして、危害要因の概要、国内外のリスク管理の現状等、リスク評価の実施状況及びリスク評価をするに当たっての留意事項ということで整理しております。

こんにゃくゼリーの危害要因の概要でございます。

まず、普通のゼリーに比べて弾力性が強く、口の中で溶けにくいという商品特性があるということでございます。

したがって、一口大のものなど、直接吸い込むと喉に詰まる危険性があるとされているものでございます。

ここで、前回の専門調査会におきまして、座長から宿題を頂いております。座長の方からこんにゃく入りゼリー、これは健康影響評価の対象となり得るか否かについて、制度的な検討をするようにという御指示がございました。

内部で検討を進めましたところ、食品安全基本法の第 11 条でございますけれども、食品健康影響評価、いわゆるリスク評価を実施するというものは、人の健康に悪影響を及ぼすおそれのある、生物化学的若しくは物理的な要因又は状況について行うとされておまして、こんにゃく入りゼリーが持つ物理的な性質、危害を及ぼす要因があるということであれば、評価対象となり得ると判断をしているところでございます。

整理表に戻っていただきまして、事故について、1995 年から 2007 年の間、14 件の死亡事故があるということで、国民生活センターの調べでございますが、報告されております。

リスク管理の現状でございます。まず、国内でございますが、基準については、特にないという状況でございます。

その他の管理措置ということで、農林水産省の方で国民生活センターの方から要望がございましたものも踏まえまして、今年の 7 月に対策の徹底についてということで通知を発出しております。

業界団体もそれを受けまして、今年の9月でございますけれども、一口タイプのこんにゃく入りゼリーの事故防止対策についてということで、別添の資料が付いてございますが、それを公表しております。

主な内容でございますが、統一マーク等、警告文を表示するということ。各メーカーでの取組状況をきっちりとフォローするということ。それと、小売店に対して、子ども向け菓子の近くに置かないということを依頼するということなどの対応でございます。後ほど詳しく御説明したいと思います。

国際機関でございますが、基準等は特にない。

諸外国の動きでございます。主なところを御紹介いたしますと、米国におきましては、FDA、米国の食品医薬品局でございますが、これが2001年でございますけれども、窒息の危険性に関する警告ということで文書を発出しておりまして、2002年ですが、回収の指示をしております。

オーストラリアでございますけれども、こんにゃくを食品の添加物としては認めていないということでございます。輸入されたもので事故が起こったということで回収が指示されております。

アジアの状況でございますが、韓国、中国、台湾、香港、それぞれ大きさの基準は違うんですが、例えば韓国でありましたら、直径が4.5センチメートル、中国で3.5、台湾では3.1ということですが、生産あるいは販売、輸入、流通をしないということを規定しているという状況でございます。

2ページ、リスク評価でございます。この評価というのは、非常に難しい課題だろうと思いますが、ヨーロッパの評価機関ということで、欧州食品安全機関、EFSAと呼んでおりますが、そういう組織がございます。そちらの方でこんにゃくについては行っていないんですが、海藻などのゲル化剤、これについて評価を行っておりまして、結論といたしましては、こんにゃく以外のこれらのゲル化剤につきましても、物理的な性質、食べ方であれば窒息のリスク、可能性はあるということでございます。それは子どものみに限ったものではないと、そういった結論を出してございます。

リスク評価実施上の留意点ということで整理をいたしました。国内の生産の状況は、ここに書いてあるとおりでございます。

調査研究の状況ということでございますけれども、国民生活センターの方が調べまして、先ほどの要望の根拠になっているわけでございますが、調査を行っております。農林水産省の方でも表示について、58商品について確認をした調査を発表しておりまして、それを

業界に対する情報提供という形で提供されているということでございます。

先ほど申しましたように、ヨーロッパの方でもこんにゃく以外についてはやってはおりますが、こんにゃく入りゼリーについての形状と窒息のリスク、この関連の科学的な根拠というのは、なかなか入手が困難な状況であると考えております。

次に2つ目の体細胞クローン牛でございます。このクローン牛というのを簡単に御紹介いたしますと、普通の受精卵等の細胞のような、生殖細胞ではなくて、体細胞、例えば耳とか皮膚とかそういったものの核を、初期化と申しますが、いろいろな形に分化できるように戻すという形で処理をいたします。この初期化した核を別の卵子の中に移植をしまして、子どもを生産するという技術でございます。

この段階では、遺伝子の改変操作は行われていないということで、核を提供した個体とほぼ同じ遺伝的特徴を持つという技術でございます。

次にリスク管理の現状等でございますが、国内につきましては、平成11年の11月のことでございますけれども、農林水産省の方で通知を発出しておりまして、体細胞クローン及びその生産物について出荷のリスク措置が講じられているという現状でございます。

リスク管理の現状の諸外国のところでございますが、アメリカのFDAが、2001年4月、米国の科学アカデミーによる報告が出るまで、体細胞クローン動物及び産子からの肉及び乳の食品及び飼料への使用を自粛するように要請しているという内容になってございます。

リスクの評価の実施状況でございます。国内には国際機関はございませんが、先ほどのFDAのことでございますけれども、リスク評価案というものが2006年の12月に出されておりまして、今、パブリックコメントの意見の取りまとめを行っている状況でございます。11月ごろまでにはという情報もございますけれども、現在のところ、まだ取りまとめられていないということでございます。

ここで触れておきたいのは、白い○の2つ目の後段でございますが、クローンの羊についてはデータが不十分なため、食用としては利用しないように勧告している、品種によって切り分けているという現状でございます。

カナダを飛ばしまして、欧州の方でございますけれども、欧州の方は欧州委員会、ECの方から要請を受けまして、評価を行うということで取り組んでいるところでございます。今年の11月、今でございますが、意見募集を実施するということにしております。先週、欧州のEFSAの方に出向いて聞いてまいりましたけれども、現在のところ、まだ整理が付いていないということございました。一部についてデータが不十分なところがあるというふうなことを言っておりました。

続きまして、豪州でございますが、FDA の評価について自ら確認をしているということで、政府に対して結果を出す予定にしております。

4 ページ、リスク評価の実施上の留意点ということで、国内生産でございます。国内につきましては、先ほどの農林水産省の通知に基づきまして、定期的に報告をされておりました、現状が正確に把握されているという状況でございます。平成 18 年度は 528 という生産頭数になっております。

調査の実施状況でございますが、厚生労働省が平成 11 年から 14 年の間にクローン牛の食品としての安全性ということで調査をされております。

その結果でございますが、食品についての安全性が損なわれていることは考え難い。ただしクローン技術は新しい技術であるために、クローン牛由来の食品の安全性については慎重な配慮が必要であるという結論になっているということでございます。

農林水産省におきましても、産業利用に向けたということで調査を実施しておりまして、20 年度まで実施をする予定になっておりますが、19 年度分については、11 月ごろに取りまとめると聞いてございます。間もなく出るものと思われれます。

リスク評価を行う上での留意事項ということで整理をいたしましたが、体細胞クローンの安定的、効率的な生産のためにということで、まだ流産とか死産等が多いということで研究が進められております。

米国での今後の動き、例えば FDA が最終結論を出すということになりますと、恐らく輸入品の中にそういった牛肉が混ざってくる可能性もあるということでございますので、それについての注視は必要だろうと考えております。

次に器具・容器包装を含みます、食品中の鉛に関する整理表でございます。

まず、危害要因の概要でございますけれども、鉛は古くから使用されている金属ということで、現在の主な用途は蓄電池、はんだ、顔料などでございます。

以前に使われておりました水道の鉛管やガソリンへの添加というのは、現在は禁止されているという状況でございます。

子どもや妊婦は鉛の影響を受けやすい。特に胎盤を容易に通過するということで、胎児等への影響があることが心配されているということでございます。

リスク管理の現状等でございますが、国内でございます。食品添加物等の規格基準ということで、厚生労働省の方で基準値が定められておられます。食品、飲料、それと容器について、それぞれ決められております。

2 つ目の○が、水質基準に関する省令ということで、0.01mg/L、以下ということで水質

については定められております。

また、農林水産省の方でも優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質のリストというものを整理されておりますが、その中でリスク管理を継続する必要があるかを決定するために、危害要因の毒性や含有の可能性等の関連の情報を収集する必要がある危害要因というふうに整理をされているということでございます。

優先順位はBでございますけれども、サーベイランスも実施をされているということでございます。

コーデックスの方でも国際基準を定めるということで、例えば生乳、果汁、野菜、肉類等について定められておりまして、2006年に魚類について0.3mg/kgという基準を定めているということでございます。ISOについても基準がございます。

次のページ、各国の状況でございます。EUの方でも先ほどの国際基準に準拠するような形で基準を定めている。

米国は、ここにありますように、キャンディ中あるいは容器中について基準を定めております。また、飲料水中も同様に基準があるということでございます。

リスク評価の実施状況の項目に移りますが、まず、国内でございます。清涼飲料水中の基準ということで、改正に係る諮問において鉛の評価の実施を予定しております。

また、国際機関の方のリスク評価でございますが、国際がん研究機関IARCと呼んでおりますが、そちらの方では2Bということで分類されております。ここで、この記号について少しお話をしておきたいと思えます。

2Bという記号の意味ということですが、国際がん研究機関におきましては、評価を終えた化学物質を発がん性の観点から分類を行っておりまして、強い順から1、2A、2B、3及び4ということで、5段階に分類されております。

ランク1は、人に対して発がん性があるというもので、具体的な品目としましては、コaltarールとかアスベスト、噛みたばこなどが分類されている。

次に2Aが人に対して、恐らく発がん性があるというものでございまして、アクリルアミド、魚のこげに含まれるベンツピレン、あるいは木材の防腐剤でありますクレオソート、ディーゼルエンジンの排気ガスなどが分類されております。

次の2Bは、人に対して発がん性を示す可能性があると言われていたもので、なじみのあります、わらびとかコーヒーなどもこのカテゴリーに分類されているということでございます。

ランク3でございますが、人に関する発がん性のある物質とは分類できないというものでございまして、カフェイン、お茶、コレステロールなどが含まれております。

最後のレベル4は、人に対し、恐らく発がん性がないだろうということで、ナイロンの原料のカプロラクタムなどが分類されているといった状況でございます。

その中の2Bということで、先ほど紹介しましたわらび、コーヒーなどと同じカテゴリーに分類されているものということでございます。

FAO、WHOの合同の食品添加物専門家会議ということで、JECFAと呼んでおりますが、JECFAの会合でも鉛については検討が進められております。1986年、1993年、2000年に、鉛についての評価が行われております。

右の7ページでございますが、EUの方では、WHOが提唱しております、子どもの1週間の耐用摂取量、これを $25\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週という数字を出しておりますが、これを支持するということでございます。

次のリスク評価の実施上の留意事項ということで、次を見ていただきたいんですが、この中で参考データといたしまして、いろんな食品についての鉛等の物質の調査を実施しておりますが、ここに示されたような数字が出ております。

ただ、関心のあります一日当たりの摂取量でございますが、厚生労働省の方でトータルダイエツト調査ということで数字を出してございます。平成12年から数字があるわけでございますが、これは $\mu\text{g}/\text{人}/\text{日}$ ということでございますので、先ほどの $25\mu\text{g}/\text{kg}$ 体重/週とは違うということでございます。換算するとすれば、人の体重で割って、週のために7を掛けるということで数値が出るということでございますが、 $25\mu\text{g}$ から見ますと、相当低い数字だと考えられます。

リスクの評価を行う上での留意事項というところを御覧いただきたいと思いますが、清涼飲料水中の規格基準の改正に係る諮問において、鉛のリスク評価を実施予定と、先ほど申したとおりでございます。

厚生労働省におきまして、器具・容器包装の鉛の基準改正を予定されているということでございます。

次に4番目のヘテロサイクリックアミンでございますが、この物質は食品を加工、調理する過程で出てくる物質ということでございます。加熱によって生成されるということで、発がん性を示すものが10種類ほど分かっております。

リスク管理の現状でございますが、特に現在のところはありません。アメリカにおきましては、肉の調理状況によって人の健康に影響を与えるかもしれないということで、2006年にレポートが出ているということでございます。焼き方についての注意喚起のような形でございます。

リスク評価の実施状況でございますが、先ほどのがんの関係でございます。国際がん研究機構、こちらの方で、ここに書いてある物質、先ほどと同じ 2B でございます。

それに対しまして、その下の○でございます。1993 年には IQ という略語の物質につきましては、2 A ということで、1 つ上の発がん性を示す物質として区分されているという状況でございます。

9 ページ、リスク評価の実施上の留意点ということでございます。こういう状況でございますので、特にデータとして参考データのところはございませんが、調査研究の実施状況ということでございます。

厚生労働省でございますが、がん研究助成金を用いまして、平成 8 年度から 13 年度に行われておりまして、先ほどの 10 種類といった物質等につきまして、発がん性の調査を行っておられます。

平成 13 年から 15 年には厚生労働科学研究費ということで、調査研究が行われております。ここに記述されているような結論が報告されております。

リスク評価を行う上での留意事項ということでございますが、ヘテロサイクリックアミンの測定というのが、残念ながら妥当性の確認をされた分析法というのが、まだ確立されていないという状況でございます。定められた共通性のある分析法がないという状況で、非常に把握が困難な状況でございます。

このような状況でございますので、ヘテロサイクリックアミンに関するデータの蓄積が必要ではないかと判断をしております。

次に 5 番目でございますが、多肥栽培における葉物野菜中の硝酸塩に関するものでございます。硝酸塩に関する中毒というのは、古く、1945 年ということで、被害要因の概要の○の 2 つ目でございますが、幼児のメトヘモグロビン血症ということで報告がされております。

その後ですが、北米とヨーロッパで 2,000 例ほどの事故が報告されているということでございます。

野菜中ということで着目いたしますと、西ドイツで 1959 年からの 7 年間ハウレンソウ中のということで 15 例ほど、先ほどのメトヘモグロビン血症が発生しているということでございます。

日本で調査した範囲では、人での中毒ということは特に確認できませんでした。牛については同様に中毒が生じることが報告されております。

リスク管理の現状でございます。野菜に関する基準というのは特にございません。管理

措置ということで、農林水産省の方では既に開発された技術の生産現場における有効性の評価等の支援をしているということでございます。

諸外国ということで、EU を例として挙げましたけれども、基準値を超過したものであっても、国内限り販売を認めるとする特例措置ということで整理をされているということでございます。

リスク評価でございますけれども、先ほどのがん研究機構でございますが、2A ということで、ややランクの高い区分になっております。

JECFA の方で、見解を示しておりますけれども、野菜は食品として有用であるということでございますので、基準を定めて制限するというよりは、ここにありますように、野菜の硝酸塩の含有量の限界値を設けるということは、適当ではないという結論にされております。

11 ページ、リスク評価実施上の留意事項ということでございます。

推定一日の摂取量でございますけれども、下の 3 つ目のところです。年齢別に数字が出ております。平成 12 年の 12 月に報告がされているということです。

調査研究の実施状況でございますが、厚生労働省の方で野菜その他の生鮮食品に含まれる硝酸塩の摂取量の調査を継続的に実施しているということでございます。

また、農林水産省におきましても、野菜の硝酸イオン低減化マニュアルを作成して、減らすように努力をされているということです。次第に減っているものだろうと推定されます。そういった管理措置が採られる状況でございますので、リスク評価を行う上での留意事項というのは、特に記載をしておりません。

最後になりますが、有機ヒ素化合物、ジメチルアルシン酸でございます。これについての危害要因の概要でございますけれども、これについては、5 価、3 価といった化学的な性質によって毒性が若干違うということが確認されております。

リスク管理の現状等でございますけれども、現行の基準ということで、これも食品添加物等の規格基準の中でございますが、総ヒ素に関する基準値の方で定められているということでございます。

管理措置のところですが、農林水産省の方では優先的にリスク管理を行うべき有害物質のリストということで、先ほどお話ししましたのと同様に、リスク管理を継続するのは、直ちにということで、危害要因の分類をいたしまして、対応を行っているということでございます。サーベイランスも優先度 A ということで行っております。

国際機関の方の動きでございますけれども、コーデックス委員会の方で以下の理由から、

食品の基準値の検討を中断しているということでございます。ヒ素利用の減少ということ、全体的に産業利用も減っているということ。さらに、排出源対策の進展によりまして、環境中の濃度が減少しているということ。これらを踏まえまして、検討を中断するといった措置を行っておられるということでございます。

13 ページ、国内の対応として、現在審議されております清涼飲料水中の規格基準を改正することに係る化学物質の食品健康影響評価、この評価に関しましては、ヒ素が含まれております。

国際機関の評価について、がんの視点でいいますと、分類は1でございます。最も危険度が高いということでございます。FAO、WHO の JECFA の方でも結果を出されております。

下のリスク評価の実施上の留意点ということですが、これも海藻中に含まれる割合が高いということで、海藻の調査データを入れております。

また、それを踏まえて推定一日摂取量について、これも厚生労働省のトータルダイエツトスタディー調査でございますが、毎年数字が出ているということでございます。

調査研究の実施状況、一番下でございますが、農林水産省の方で19年度までヒ素化学物質の安全性、体内におけるヒ素の吸収などについて調査を行っているということでございます。

食品安全委員会におきまして、18年度にひじき中に含まれるヒ素ということで、無機ヒ素でございますが、中心に調査を行いまして、その中で、有機ヒ素についても知見がございましたので、文献を整理しているというところでございます。

14 ページ、リスク評価を行う上での留意事項ということで、先ほども申しましたように、清涼飲料水中の検討の中にも、これが含まれているという状況でございます。

また、有機ヒ素につきましても、妥当性の確認された分析法の開発が不可欠ということで、まだ、その段階に至っていないということでございます。

有機ヒ素についても、まだまだ分析が難しいものであるということでございます。

附属資料でございますけれども、少し触れさせていただきます。15 ページからです。

16 ページをお開きいただきまして、業界の方で9月に出しました事故防止対策でございます。概要を御紹介いたします。対策の対象でございますが、一口タイプのこんにゃく入りゼリーということでございます。統一マークを設定するというので、表面にマークを示すことになっております。

3 番目に、袋の表面へのこんにゃく入りゼリーの表示、こんにゃく入りゼリーということで統一的に表示をしようということ。

4 番目ですが、裏面には注意喚起を行いたいということです。1 つ目がお子様や高齢者の方はのどに詰まるおそれがありますので、食べないでくださいという表示。

2 つ目が、万が一のどに詰まった場合は、ひざの上うつぶせにして背中をたたか、又はにぎりこぶしをみぞおちに当てて押し上げて、吐き出させてくださいという注意喚起。

3 番目にお子様の手の届かないところに保管してくださいという表示をするということでございます。

17 ページの一番下でございますが、対策の時期、この 10 月から既に開始しております、1 月末までにすべての切り替えを完了する。まさに対策が現在進行しているというところでございます。

次の 18 ページにその図がございます。警告マークということで、楕円上の中に幼児と高齢者が食べないようにというメッセージが分かるような表示になっております。

業界団体というのは、この下にあります 3 団体でございます。

次の 19 ページからは、野菜中の硝酸塩に関する情報ということで、農林水産省の方でホームページで紹介されておりますので、添付をしておきました。御参考にしていただければと思います。

私の方からの説明は以上でございます。

○早川座長 ありがとうございます。それでは、ただ今事務局から御説明がありました食品健康影響評価対象候補の選定の考え方に基つきまして、食品健康影響評価の優先度が比較的高いと考えられるものについて絞り込んでまいりたいと思います。

議論の仕方についてでありますけれども、今回、評価案件候補が 6 件ということでありますので、資料の順番どおりに、個々の評価案件候補ごとに審議を行うことといたしたいと思います。

よろしゅうございますか。

それでは、初めに、1 番目のこんにゃく入りゼリーに関する食品健康影響評価について御質問、御意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○山根専門委員 お願いします。こんにゃく入りゼリーですけれども、14 件、痛ましい事故が起きていまして、それで今回、業界団体の方で対策を始められましたけれども、抜本的な対策にはなっていないと思っています。形状に問題がある、危険は明らかであるけれども、依然としてお菓子として、子どもでも手に取れるようなところで売られているわけですし、もし、今度こういった死亡事故が起きたら、きっとそのときは販売禁止になるん

だろうなと思われまふけれども、それを食品安全委員会が、これだけ議論になっているのに対応しないで待ってはいけないと思いますので、是非こちらの案件に関しては、評価を進めてほしいというふうに思います。

○早川座長 外にいかがでしょうか。

今回の御議論としまして、自ら評価の対象として、この食品安全委員会でリスク評価を行う候補として選定するもの、必ずしもそうではないもの、それからそうではないものについて情報提供をするのか、あるいは情報収集を図っていくのか、大体こういう仕分けになるのかなと思いますけれども、そういう観点で御議論あるいは御提言いただければありがたいと思います。

ただ今の山根専門委員の御発言は、対策は講じるべきであるし、食品安全委員会としても何らかの対応は必要だろうと、そういう御意見であったかと思いますが、リスク評価の対象にするかどうか、つまり先ほどのように、情報提供して注意喚起するとか、あるいは情報を収集するとか、いろんな食品安全委員会としてのやり方、対応の仕方はあるかと思うんですが、それについて、何か、こういう方向でというのはございますでしょうか。

○山根専門委員 方向といいますか、これから長い期間とコストをかけて1から研究調査を始めるといふ段階では、もう各国でも対応が進んでいて、相当な調査といふか、進んでいると思われまふので、これは早い段階で委員会として何らかの意思表示を出してほしいというお願いでもあります。

○早川座長 外にいかがでしょうか。

どうぞ。

○佐々木専門委員 各国の対応が出ていますけれども、対応自体は、必ずしもリスク評価をして、この施策を決めたのではないと思うんですが、資料の2ページに、厚労省が調査研究を実施する予定とありますけれども、この状況について、もし、今の段階でどうなっているかお分かりでしたら教えていただきたいのですが。

ですから、リスク評価をせずとも施策が行われるかどうかの見通しがあれば知りたいということです。

○早川座長 いかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 厚生労働省の方で先日行われました審議会におきまして、これについても検討の余地はあるという旨の見解が示されたということで、新聞等にも紹介されておりますが、現在のところはそこまでということで、具体的にどういうふうにするかは明らかになっておりません。

○早川座長 よろしゅうございますか。外にいかがでしょうか。

○橋本専門委員 一般的に思うんですけれども、こういった内容は、そういった幼児を育てていらっしゃるお母様方に、何か教育をするようなものというはあるんでしょうか。例えば乳幼児健診辺りでそういったチラシを配るとか、そういったお話はあるんでしょうか。

○早川座長 それがどこの役割か分かりませんが、事務局の方から何かございますか。

○酒井・情報緊急時対応課長 今の御質問の直接のお答えになっておりませんが、食品安全委員会におきましても、ホームページの中で注意喚起を行うという対応を採っていますし、また、今後、業界の方で食品に表示されますので、その袋を見れば、子どもには食べさせないということが分かるような表示になっていますので、こんにゃくゼリーという商品を見れば分かる状況にはなる。ただ、全体が統一されるのが1月末ということで現在進行形だというふうに考えております。

○早川座長 よろしゅうございますか。

○橋本専門委員 ホームページを見る人というのは、やはり限られてくると思いますし、行政によっては10か月健診、若しくは1歳半健診、3歳児健診といろいろやっていると思いますので、食品安全委員会がどこまでできるかというのは分かりませんが、これだけマスコミで大騒ぎになっていますので、見ていない人はないと思いますけれども、非常に乳幼児を育てていらっしゃるお母様方というのは、忙しくてテレビを見る暇もないという状況でございますので、何かそういった画期的なことを委員会の方でできればいいのではないかと思います。御質問させていただきました。ありがとうございました。

○早川座長 安全委員会の中で、さらに積極的な対応、ホームページ以外で、これは可能性として考えられるということは何かありますでしょうか。

どうぞ。

○大久保総務課長 結局、今のお話は、厚労省とリスク管理機関がどう対応するかというのが重要になってくるのかなと思います。

厚労省は、いわゆる調査等を始め、どこまでやるかというところがありますけれども、いずれにせよ、食品安全委員会としても情報を発信するとともに、あとは各省とどういう連携を取っていくか。先ほど言った乳幼児健診ですと、厚労省の雇用均等・児童家庭局とか、外の部局の協力が必要になってくるわけで、その辺の工夫の余地はあるのかなと思います。ただ、私どもも今の段階でどこまでというところは難しいんですけれども、ただ、いずれにせよ、広報をし、周知をする中で、どこまで動いていけるのかというところかな

と感じがしております。

○早川座長 どうぞ。

○福代専門委員 今は、注意の喚起程度ぐらいのところなんですけれども、このリスク評価を行う上での留意事項の中で、こんにゃくゼリーの大きさとか形、物性、食べ方等々と窒息リスクに関する科学的リスクは入手困難となっておりますけれども、こんにゃくゼリーというのは、先ほども数字が載っていましたが、非常に好まれるお菓子でありまして、皆さんおっしゃるように、なかなか注意書き等が書いてあっても、子どもたちは、実際に置いてあれば口にしてしまう危険性は多分にあるわけございまして、大きさとか形とか、こっちのところだけがクリアされれば、これはお菓子として十分に通じるわけでありまして、ここら辺りをこんにゃくゼリーの製造等々のところで、何らかの手段を打つということとはできないのでしょうか。この科学的情報が入手できないということであれば、それはもうできないことなんでしょうか。

○早川座長 まずは、ここはリスク評価機関ですね。多分前回の委員会で、座長がリスク評価の対象になるのかどうかということと言われたのが、どういう形でリスク評価ができて、ここの役割がどこまであるのかと、そういう話だったと思うんです。

今、おっしゃっているのは、現状としては注意書きを書いても、危険性は皆無にならない。もちろん、書かないよりも書いた方がいい、これははっきりしていると思います。それから、注意を喚起して、いろんな形で、先ほどもお話のあったように、教育あるいは情報提供を積極的にできるところができるようにするというのも大事だと思うんですが、今のお話は、子どもあるいは高齢者が飲み込めるという状態のものが存在し、詰まらせるという可能性がある。とにかく食べられる状況にある、そういう大きさや物体自体が、そこでリスクの評価としてあるのではないか。そこを物理的にもっと問題ないような状態にしまえば、リスクは減ってしまうというお話であったと思うんです。そのためには、その製造に当たって大きさ等を制限するという規制が必要ですが、今の日本で法的に、食品の大きさをどうするかということに規制がかけられるか。それができるかどうかです。

今、はっきりしているのは、こういう大きさだと危険であるということは、実際の事故例がありますから、そういう意味ではリスク評価が、ある意味ではできているのではないかなと思うんです。

次に、実行としての大きさ等の制限に対する勧告あるいは施策をするのは、どこになるのでしょうかということだと思えます。

どうぞ。

○清水専門委員 今回の座長と似たような意見なんですけれども、これはこの委員会のリスク評価になり得る問題なのかなという気は若干するんです。これは物理的な形だけの問題ですね。もし、こんにゃくゼリーがこぶし大の大きさだったら絶対にのどに詰まることはないわけですし、それから、お餅で毎年老人が何人ものどへ詰まらせて亡くなっていますね。では、お餅に表示しているかというのと、お餅にはしていない。こんにゃくゼリーもそういう意味では何らかの啓蒙というのが必要だと思います。

これは医薬品と医薬部外品の例ですけれども、普通一般の薬はカプセル入りですけれども、医薬部外品では健康食品でカプセルに入っているものがある、しかもそれがかなり大きい。これはゲルマニウムか何かの例だったと思いますが、普通の基準に定められている大きさよりも、ちょっと大き目のカプセルに入れて、ゲルマニウムを売っていて、それを常用していた人が1日飲み忘れたので、2日分余分に飲んで、それで死亡事故があった。

ですから、それはカプセルの大きさが問題であって、そういうようなリスクを避けるために、そういったものは、もっと別の形で、例えばクッキーのような形にしてしまうというようなことでリスクを避けたという例があるんですけれども、今回の場合も、やはり物理的な問題、大きさの問題ではないかと思います。

そういう意味では、ここでやるのか、あるいは外の省庁でやるのかよく分かりませんが、今、座長がおっしゃったように大きいものにするとか、周知徹底をするというようなことをすればいいんじゃないかと思います。

○早川座長 どうぞ。

○河合専門委員 今回の意見とよく似ているかもしれないんですけれども、1つは、この問題点はこんにゃく入りゼリーというのが比較的新しい商品で、今までお餅とかと違って、経験的に非常に浅い。恐らくこういう加工品をつくるときの知見というのはあまりなくなっていると思われるので、これだけいろいろ事故がありますと、やはりちょっと何らかの形できちんとリスク評価をすべきではないか。今まで特にやっていないところなので、物理的評価というのは、私もあまり聞いたことがないので、そういった意味では、大きさだけなのか、物性の問題なのか、恐らく大きくてもものどの中で溶けてしまうとか、するっと入ってしまえば問題ないのか、どこかでとどまるみたいな物性とか、そういった違った観点もあるんじゃないかなということも含めて、何らかの形で、先ほどおっしゃられているように、リスク評価はすべきではないかなと思います。

特にこれから高齢化社会に入りますし、幼児もそうなんですけれども、高齢者の方々も含めて、この件についてはやはりリスク評価みたいな形か、若しくは何らかの形のアク

ションというのは必要ではないかなと思うんです。

○内田専門委員 これは、前回も申し上げたと思うんですけども、この問題に関しては、物性と形状が問題である。そこを改善すれば、この事故は防げるということは非常に大きな可能性があるわけですね。そういう問題だと思います。

それに対して、現状でこういうものが出回っている以上は、必ず今後も事故が起きるかということは思います。その事故が今後起きたときに、どこが責任を取るのかというのがはっきりしていない。ですから、それは食べた本人に責任があるのか、あるいは親なり保護者なりが責任があるのか、それともこの委員会に責任があるのか、厚労省に責任があるのか、あるいは内閣府に責任があるのか、この責任の所在、だれがどういう指示を出して、業界もありますね、業界に責任があるという考え方もあるでしょう。どこが責任を持ってどういう対応を採るのかということで、しっかりした責任関係がはっきりすれば、対応は簡単だと思います。物性と形状を検討すればいいだけの話ですから、そのところを解決するということ、どこが責任があるかということを明らかにしてもらいたい。

○早川座長 一応業界としては、老人、子どもに食べさせないという注意書きなど、一種の対策は一応講じましたということではありますが、今、御意見がありましたように、原因は物性と大きさというか、形状ですね、そういうことで、それに対しては、今は特段のリスク管理機関によるマネジメントはないわけです。あるいはそれはできないのかもしれませんが、そこら辺はいかがですか。

それと、ここの食品安全委員会のリスク評価という立場との関わり方ですね。そこら辺を少し整理していただければと思います。

○大久保総務課長 なかなか難しいあれなんですけれども、1つありますのは、例えば今、こういう物理的な大きさとか、そういうものについて何か規制している、食品という範疇ですけれども、それはあるかという、多分今はないんだと思います。

したがって、ただ、それはやるかやらないかは、これはリスク管理の問題になりますけれども、それは別の次元で新しくつくろうと思えば、つくればいい話だし、やる必要がなければやらない。ただ、今、対応するものはないというのが事実だと思います。そういう中で、今は業界団体の自主的な措置で進んでいる。また、厚労省も調査等は進めていくという管理措置の状況がある。

そういう中で、責任はどこかと言われても、なかなか一概に答えにくいところで、私ものはっきりとは分かりません。ただ、そういう中で、果たしてリスク評価、我々ができるのはリスク評価しかない。リスク評価を具体的にどれをどうやればいいかというのは、私も

分らないところですけども、やる必要が果たしてあるのか、あるいはもう管理措置を講じれば、どういう措置を講じるかという、非常に難しいところですけども、いい段階なのか。その辺の費用対効果ですとか、いろいろそう単純にはいかない問題だと思いますが、その辺を考えてどう判断するか。

そして、強いて一言事務局的に言わせていただけると、管理措置的には、今、進みつつあるという中で、果たして純粋物理学的、性状的に、食品安全委員会が今の時点で優先的にやっていく必要があるのかどうか。総体的にみると、そこは管理措置的なものの現状について、果たして実効性がどれだけ出てくるのか様子を見るのか。業界団体は10月ぐらいから今年度中、来年早々ぐらいにかけて事故防止策を徹底していくという話でございますので、そのときに事故が起こったときに、責任はおまえはないのかと言われると、どうかというのは分からないところではございますが、その辺の判断ではないかという感じを持っております。

○早川座長 先生、どうぞ。

○渡邊専門委員 確かに行政的な問題が大きいと思うんですけども、その前に科学的なデータを教えてほしいんです。今まで、1995年から2007年までに事故が起こった解析結果、どのぐらいの大きさのものを食べて、どういう形で起こったのかというのが1つ。

もう一つは、全国こんにゃく協会が出している大きさが20mm以上にする。ただ、韓国、台湾が出しているのは3.5と、非常に差が大き過ぎる。なぜ、韓国、台湾は3.5、3.1を基準としたのか、その辺の科学的な理由と、こんにゃく協会が20mmとしているのは、これは現在使っている製品の大きさをそのまま言っているのか、それとも過去のこういう事例から考えた場合に、今までのものは小さ過ぎたので、これぐらいに大きくすれば大丈夫だという観点で、こういうふうにしたのか、その辺の解析結果が何かありましたら、そうすると、もう少し何か見えてくるんじゃないでしょうか。

○早川座長 どうぞ。

○酒井情報・緊急時対応課長 まず、20mmというのは、これは表示の大きさでございまして、こんにゃく入りゼリーそのものの大きさではないというのが1点です。それと、解析データのお話がありましたが、国民生活センターの方で調査されたのは、グラフも出ておりまして、硬さと大きさの相関図です。ただ、必ずしもこの大きさ、この硬さのものだけが事故があるというわけではなくて、結構広く分布しておりまして、この範囲が事故が起きやすいとは、必ずしも言えない状況というのは確認されています。

また、窒息状況というのは、あるいはいろいろな食品であるというのは、先ほどお話が

ありましたけれども、例えば高齢者でしたら、老人ホームにおいておかゆでも事故が起きるということで、物性と窒息事故の関係を科学的に明らかにするのは非常に困難だと思います。

また、その点については、裁判、事故に遭われた方とメーカーとの間で裁判が行われているのを聞いておりますけれども、詳細は存じませんがその中でも重要な論点になっていると聞いておりまして、なかなか特定が難しいというのが現状だろうと思います。

○早川座長　いかがですか、どうぞ。

○小泉委員　まず、この委員会で、皆様方に十分理解していただきたいのは、リスク評価と管理の違いなんです。ここはリスク評価をするところなんです。したがって、こういったこんにゃく入りゼリーが健康にどういった影響を及ぼすのか、これを評価するというところで、今言った形をどうしようとか、これはリスク管理機関の仕事でございます。

もし、このこんにゃく入りゼリーをリスク評価するとすれば、いろんな文献とかでどういう特性があるのか、動物実験はどういうふうにするのか、それで動物実験でどういうデータがあるのか、そういったことを情報として集めない限り、十分なリスク評価はできません。ただ、こんな事件がありましたでは、リスク評価は非常に難しいと思います。

現実には、たまたまメディアがこのこんにゃく入りゼリーを取り上げたことによって、非常に大きな反響を呼びましたが、皆さん、清水専門委員も言われましたように、数百名の誤飲事故が、幼児、乳幼児で起きております。その最も大きいのはたばこ、その次は医薬品なんです。そういったことで、非常に多くが死んでいます。

しかし、それはやはり、では薬をどうするのかということになってくると、食品も一緒です。何もこんにゃく入りゼリーに限らず、例えば非常に小さなソーセージ、そういったものでもよく起こりますし、したがって、これは小児科医の方々に聞くと、非常に母親の責任が強いらろうというふうに言われております。

したがって、ここで評価することは、リスク評価だということを十分踏まえて、御議論いただければと思います。

○早川座長　本間先生、どうぞ。

○本間委員　この問題は、今、ゼリーという言葉が先行しているように、事実はその間に問題があったと思いますけれども、これは食品の分野では最近よく扱われるようになった分野でございます。

それで、形だけではなくて、物性というか、粘度とか硬さとか、そういう状態がかなり決定的なものになるわけで、これは、今、ゼリーということだけではなくて、粉体ですか

ね。例えばきなこみたいなものを口にほうばったときに、ほとんど詰まってしまうという嚥下の問題と言ったらもっとはっきりするのではないかと思います。飲み込みに関する問題という中で、食品で扱われ出している問題であります。

ですから、対象物がゼリーというふうに限定するよりは、飲み込みというものに対する幼児あるいは高齢者の問題として扱う方がより範囲が広くというか、適切な状況が分かるのではないかと思います。

○早川座長 ありがとうございます。関連して、外にどなたか、どうぞ。

○谷口専門委員 これだけ大きな問題になってきていると、やはり規制が必要な事項だと思われます。もし、食品安全委員会でリスクを評価した段階で、どこかに訴えて、規制が発生するのであればいいと思いますが、ただ、評価するだけではもったいないことだと思います。

○飯島専門委員 先ほど、リスク機関がやることと、リスク評価ということで言われましたけれども、私は、これは販売者責任だと思っております。製造物製造者責任がやはりしっかりと表示をしている。あとは消費者が自己責任を持たなければいけない部分と、もう一つは、販売者が責任を持たなければいけない部分があると思います。

その部分をしっかりと製造者が責任を持って、これを書いてあるのであれば、販売者は、ここに書いてあることを一言いって消費者に分かっていただくということをすれば、別にそんなに問題はないのではないかと思います。

○早川座長 外にいかがでしょうか。

どうぞ。

○西脇専門委員 前回の委員会の論議では、先ほど宿題ということで御説明がありましたように、これが食品健康影響評価の対象となるものなのか、要は物性などの安全性が企画専門調査会で扱う範疇かどうか結論を待って進める判断をしたわけです。

本日、物性に関する部分に関しても、企画専門調査会としての範疇であるということを確認したので、我々が過去想定していなかったものが、評価の対象として挙がって、初めて議題になったものと私自身は、捉えるべきと思っています。

そうすると、この委員会の中でどう判断するかということですが、先ほどの本間委員の御発言のとおり、飲み込みの問題は、大きさや硬さと共に飲み込み機能の問題があり、本当に評価できるのか、具体的な評価方法に関しての考え方が全くイメージできない状況です。

責任という観点では、確かに親などがしっかり管理すればいいと言えばそれまでです。

れども、食品である以上は、薬やたばこの誤飲に対する親の管理責任以上に、製造側の責任もあると考えざるを得ません。一方、その責任を製造側に全部押し付けて、訴訟になるような形になって、そこで答を待つというのもいかなものかと思います。先ほど橋本委員から3歳時健診時の啓発というお考えが示されましたが、関連する協会へ文章での注意喚起の対応要請など、現実的な対応を考えるべきだと思います。新たな食品安全委員会企画専門調査会としての行動の在り方、すなわち、単にホームページに載せるだけではない、新たな行動というものを何か検討できないのか、考えるべきだと思います。

○早川座長 外にいかがでしょうか。どうぞ。

○伊藤専門委員 先ほど販売者責任というキーワードも出てきました。小売業の立場で、この問題について、いろいろ考えているわけですが、前回申し上げたように、1つは、少なくともプライベートブランドで、これをつくって販売することはやめようという結論を1つは出しています。

もう一つは、ここに周知徹底というキーワードも出てきていますけれども、周知徹底ができていれば、今の老舗を中心にした表示問題や、それから偽装、そういった問題は、当然起こっていないはずであって、それだけ厳しい状況の中で、たまたま先日、農林水産省から厚生労働省あてにJAS法の徹底について協力を求めたいという異例の通達が出ています。

それぐらい徹底、周知が難しい部分があります。確かにパッケージに印刷したから何とかなるといって問題でもないと思います。この周知徹底の問題は、何年か経験を経ればということになるかもしれません。餅のようにということもあると思います。

ただ、たまたまここに業界から小売業者に対して、子ども向け菓子の近くに該当商品を置かないように依頼というふうに書かれていますけれども、私がこの仕事の立場で、こういった文章なり、情報を得たことはありません。今、ここで初めて見ました。ですから、それぐらいいろんな動きは、なかなか連携していないということも言えます。ですから、多分結論を非常に出すのは難しいし、それから何が正しいかということも出しにくいと思います。

ですから、そういった中で、これをどういうふうに持っていくかということで、もう少し事務局を含めて御検討をいただければいい内容ではないかと思っています。

○早川座長 どうぞ。

○近藤専門委員 先ほどからいろいろと御意見をお伺いしたわけですが、私はこんにゃく入りゼリー、ゼリーという概念が、やはり消費者にとって非常に大事ではないかと思って

おります。

やはり私どもは経験的にゼリーというものは口の中に入ると、溶けて胃の方へ送られるということ。それが糸こんにゃくであれ、こんにゃく類は口の中に入り噛み砕くだけであって、溶けるものでもない。こんにゃくゼリーとして安全性の確立のため、物理的、形状的に安全性の議論が必要ではないか。そして、この商品に対する消費者のイメージを変えていく必要があると思います。そこら辺も議論の検討に入れさせていただければと思います。

○早川座長 どうぞ。

○内田専門委員 私は、先ほど小泉委員長代理がおっしゃいましたけれども、この課題をこの会で扱うのかどうか。扱わないのであれば、リスクマネジメントを扱う、そういう場がどこかにあるのかどうかということをはっきりさせていただければいいと思います。

○早川座長 今の点は、いかがですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 先ほどの繰り返しになりますけれども、厚生労働省におきましては、審議会の場で検討の余地があるという見解を示されておりますので、検討は進むものだと期待しております。

○早川座長 大体御意見は出尽くしたと思うんですか、追加で何かございますか。よろしいですか。

なかなかまとめるのが難しいですが、基本的なことから考えていきますと、まず、食品安全委員会の役割で、これには先ほどエクスパンドするのか、しないのかという御議論もあったわけですが、基本的にはどのようにエクスパンドするにしても、やはりリスク評価ということが、ここの食品安全委員会の役割なんだろうと思います。

それと、リスク管理というのは、非常に密接に関連しておりますが、別の役柄としてあるだろうと、これに関しては、多分先生方の、そういう意味でのこの委員会があるということには御異論はないんじゃないかと思います。

それで、リスク評価というところで考えますと、先ほど来、御意見が、これもいろいろ出ておまして、そもそも物性、形状ということは、もちろん一方ではありますが、それに対して科学的に意味ある答えが得られるようなリスク評価がどこまでできるのかということがあります。

これは、そのもの自体の問題もありますし、どなたか御発言がございましたように、飲むあるいは食べる方々のいろんな状況によって、それは変わってしまう。単にこの物質のリスクが云々あるいは物性形状が云々ということだけではなくて、言ってみれば、実際に

食する側の方々の状況によって非常に大きな変化があるものでもあると思います。

結局、最終的にはマネージメントをどうするかということに帰するのではないか。マネージメントはもちろん、リスク管理機関がやる部分もあるでしょうし、業界がマネージメントしなければいけない部分もある。それから、一般の御家庭というか、消費者の段階でマネージメントをしなければいけない部分もある。

お話もありましたように、幼児等においては、あるいは母親、周りの方にどれだけ教育するかということも含めたマネージメントの問題がある。

それに対して、リスク評価機関であるこの委員会ができることというのは、結局はこういうことに対する情報提供ではないかと思います。

それから、マネージメント機関あるいは業界に対して、それはどういうふうこれから物事を進めていこうとしているのかということに対して、情報収集を行いながら動向を見つめていくということではないかと思うんですが、少しずつ各専門委員の先生方の御意見とずれたところがあると思うんですが、最大公約すると、今のような話になるような気がいたしますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、大体そんな方向で、この委員会としては、この問題については審議を終わりたいのですが、望むべくは、今までのリスク評価機関がホームページという形で情報提供をしていくというところを、もう少し踏み出して何か積極的な形で方向を打ち出せるかどうか。それについて事務局の方で更に御検討していただければ委員の方から出された意見に対しては答えていける部分があるのではないかと思いますので、そこのところをよろしく願いいたします。

大体そんなところでよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○早川座長 それでは、今日は6つ片付けないといけないんですが、予定は12時まででございますけれども、この後、すぐの御予定がある委員の先生方は大勢いらっしゃると思うんですが、事務局の方はいかがですか。

○大久保総務課長 事務局としては、12時を超えても差し支えは特にございません。

○早川座長 それぞれ大事なことでありますので、しかも初めての専門調査会でもありますから、いろんな理解を深めるという意味においても多少時間が延長するのは致し方ないかなというふうに思います。

今日、御予定のある専門委員の方々には誠に申し訳ありませんが、なるべく急ぎながら、しかし、慎重に審議を続けてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、2番目の体細胞クローン牛に関する食品健康影響評価について御質問、御意見等がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

どうぞ。

○近藤専門委員 4ページのところに参考データとして、国内の生産量について若干触れてありますが、出生頭数の類型と出生後の状況ということで、死産、生後直死があり、まだ解決しなければならないことがあると考えます。国内の生産については、やはり安全性の確保、すなわち、生産される動物そのものの安全性確保という段階がまだあるのではないかと思います。継続的に調査研究という扱いにしていいただければと思います。しかし、優れた品種改良等重要なことに応用する時代が来ると思いますので、研究として積み重ねることが大切であると考えます。

ただ、アメリカのクローン牛の食品としての利用というものの安全性についてアメリカの方でもどんどん前もって評価されていくと思うんですが、そういうものの輸入について、やはりもっとリスク機関で状況を取り寄せていただいて、いろんな判断材料を提示できるような体制を取っていただいた後で、この問題は評価していかれたらと思います。

以上です。

○早川座長 外にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。これはまだ我が国に限って言えば、いろいろ研究中で、なかなか健康なクローン牛が、生まれてこないという状況で、そのもの自体が、まだアベイラブルではないということで、リスク評価をすること自体が非常に極めて困難な対象であるかと思います。

それから、業界としては、こういうものについては自粛するということが書かれておりますが、アメリカで一応、FDAの評価は出ているので、こういうものが実際に日本の市場に具体的に登場してくる可能性はどの程度ありますでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 定量的なものはないんですけれども、技術として生産するためのコストが掛かりますので、どちらかというと、改良の基になるようなものをつくるのに使われるという形だろうと思います。一般の肉の生産のためではない。

ただ、その場合であっても、子孫についてのリスクという議論もありますので、それについてアメリカの方で、今、知見を重ねて最終的な報告をしようとしている段階だろうと思います。

したがって、クローン雄牛の子どもということになると入ってくる可能性は否定できないだろうと思いますし、また、個体識別が十分されておられませんので、クローン牛の産子だということで区別をするのは困難だろうと思います。

御参考でございます。カリフォルニア州におきまして、州法でクローン牛について表示をするという法案が成立したんですけれども、知事の方が、その署名に反対する、署名しないということで、そのことがアメリカで議論になっているということを聞いております。

○早川座長 外に何かございますでしょうか。

それでは、これにつきましては、まだまだという段階でありますので、自ら評価の対象にするという段階には至っていないということだろうと思います。

ただ、いろいろ話題があって、アメリカ等々でもいろんな知見が蓄積されてきているということでありますので、いろいろな情報を集めて、ファクトシートあるいはいろんな形があろうかと思いますが、そういうものをつくって、食品安全委員会としての活動にするというような感じで対応すればいかがかと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、そういうことで、2番目の問題は処理していただくということで、3番目の食品（器具・容器包装を含む）食中の鉛に関する食品健康影響評価について御質問、御意見等がございましたら、お願いいたしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○西脇専門委員 これについては、海外と比べて日本の基準値が高いということで今回の調査会まで繰り越しになっていると認識しております。

そういう面で見たときに、確かに基準値が高いのは事実ですが、先ほど御説明いただきましたリスク評価を行う上での留意事項の中で、清涼飲料水において基準の改正等を含めて検討が予定されているという状況を考えたときに、自ら評価にする必要性は、今の段階ではないのではないかと思います。

○早川座長 外にいかがでしょうか。これは鉛自体は健康被害を起こす可能性のあるものでありまして、それに対しては、いろんな意味でのリスク評価、リスク管理が必要なものであります。

個々については、先ほど御説明いただいたように、例えば食品添加物でありますとか、その他ミネラルウォーター水質基準等々で、いろんな形で基準が設定されてきているわけですが、そこが、今、御発言いただいたように、日本の基準が高い、それでいいのかと、そのところが1つあって出てきているだろうと思います。

あとは、個々の基準の設定はあるのですが、結局、こうした食品中に広く分布しているものについて、全体としてどういうふうを考えればいいのか、そういう意味での全体的な基準というのは、今のところは必ずしも出ていない、あるいは考え方は出てきていないと

いう状況かなと、先ほどの御説明を伺いながら感じておりましたけれども、どなたか御発言はいかがでしょうか。

○河合専門委員 この鉛のところは、私よく分からなくて、今、聞いて初めてよく分かったんですけれども、基準が甘いということなので、取り上げて、それによって何か重大なものとか、現象的に起こっているかといったところが、結構、この対象になるんじゃないかと思うんです。そうでなければ、今、いろいろ基準の見直しをやっているのであれば、そちらの方が優先されていいんじゃないかと思って聞いていました。

○早川座長 どうぞ。

○西脇専門委員 すみません、先ほどの私の発言で一部欠けているところがありましたので補足します。今回の調査会への繰り越し理由に現行基準は昭和34年で、大変古い。判断基準を見直す時期にきているのではないかという御意見も踏まえた認識としてしています。その側面を見たとき、今の基準が甘くて健康被害につながるという認識の中での議論というイメージを持っていませんので、先ほどの理由で自ら評価を見送って良いと考えています。

○早川座長 外にいかがですか。

どうぞ。

○服部専門参考人 この留意事項にも書いてありますけれども、取りあえず、厚労省さんの方から清涼飲料水の件で、食品安全委員会に諮問が来ていると思うんです。ということは、食品安全委員会として、この鉛のリスク評価というものは行われるんだと、私は理解します。

そのときに、取りあえず、厚労省さんからの諮問が清涼飲料水という形で特定されてはきているんですが、先ほどの皆さんからの御意見のように、例えば食品規格という形で野菜類等々にも今は基準があるわけです。

ですから、これを同時に清涼飲料水としてリスク評価をする際に、こういう既存の食品規格のようなものも併せて評価していただくという方向でいかがでしょうか。

○早川座長 という御意見でございます。

どうぞ。

○小泉委員 こういった基準があるから健康影響評価をしなくてもいいという問題ではないんです。健康影響評価というのは、鉛というものがすべての食品から人体に入ったときに、どれぐらいまでならば大丈夫かということ、すなわち健康への影響がどれぐらいのレベルまで大丈夫かということを検討する委員会でございます。

したがって、本来は規制、基準というのが後なんです。

それから、これは昭和 34 年の基準ですが、恐らく当時非常に健康問題が起きたときのレベルの評価だと思うんですが、現在は、鉛が胎盤通過をすることによって、非常に小さな子どもなどに、行動異常を起こすのではないかと、言われております。最近新聞をにぎわしているように、香料とか添加物とかによって、行動異常が起こすのではないかという文献も出てきております。

そういう中で、もう少し低レベルでの鉛による健康影響について胎児、乳幼児も含めて検討しておく必要があると私は思っております。

○早川座長 外に、先生方、いかがでしょうか。

これは、例えば非常に分かりやすい例として健康被害が起こったとき、そのときには原因物質は何であって、それに対してどう対応するかという話が来るんだと思うんですが、こういう鉛のようなものは、鉛自体は、要するに有害なものであるということは、これはあらゆる意味において分かっている話です。

ただ、鉛そのものを飲めば、それは急に何かが起こると思うんですが、食品を介しての場合、多分、ボディーブローのように効いてくるというか、すぐ摂取したから何か表われるというようなものではなくて、じわじわと影響が及んでくるようなものなんだろうと、個人的には理解いたします。

ここで、最初に危害要因の概要というのがございますが、子どもや妊婦が鉛の影響を受けやすく、胎児及び子どもの神経発達への悪影響があるというようなこともございます。

これを個々の基準で、しかもかつて昭和三十何年で定めたものでとどめておいていいのか、もう一度安全委員会で、これは自ら評価ということですから、そういう意味で、自ら、食品トータルとして国民が摂取する可能性があるものについて、評価対象として、この安全委員会が先駆的にやっていく。さらに、それを国際的な基準との兼ね合わせも考えながらやっていくということは、私は自ら評価の項目としては、非常に大事なことはないかと思っているんですが、御意見がございましたら、お願いいたします。

どうぞ。

○清水専門委員 鉛は昔から非常に有害な物質であることは分かっていますし、労働環境でも相当鉛を扱う人々には職業病として鉛中毒が起こっているわけですがけれども、一般環境、一般の国民の人々が鉛に暴露する機会というのが、昔は、例えばガソリンの添加剤としても入って、大気からもかなり鉛は吸入されていたわけです。

今、ここにいろいろなそれぞれの物質に関して、上限以下でなければならないというよ

うな基準が大分昔に出されているわけですが、やはりトータルでどれぐらい取っているかということが、やはりリスクアセスメントをする上では非常に重要だと思うんです。

例えば JECFA で、1986 年に暫定対応、週間摂取量、PTWI というものを出しておりますけれども、それが徐々に変わって、2000 年では血中鉛として 10 から 15 $\mu\text{g}/\text{dL}$ 辺りが基準ではないかと、その辺がまだはっきり出ないわけですが、日本でもこういった JECFA のデータを参考にして、なぜこういうデータが出てきたのか、そして日本人は、今、どのぐらい取っているのか、ADI 的な考え方をすべきなのかどうか。そういう意味で、やはりこれは自ら評価をする必要があるのではないかと、私も思います。

○早川座長 外にいかがでしょうか。

どうぞ。

○伊藤専門委員 小売の立場からも、現在のお客様の反応を見ていると、食品に限らず、中国の土鍋の問題等を含めて、かなり興味深く、いろんな反応が挙がってきておりますので、是非対象にさせていただければと考えます。

○早川座長 外にいかがでしょうか。

今、自ら評価の対象にしてはいかがかという御意見と、必ずしもそうではない御意見もございましたけれども、西脇専門委員は特に追加の御発言はございますか。

○西脇専門委員 私は全く評価をする必要性がないという発言をしているわけではありません。清涼飲料水で調査が進められる予定がある状況で、今、あえて自ら評価にしなくてもいいのではないかとということでお話をさせていただいています。積極的に自ら評価を進めることに反対をするというつもりは毛頭ありませんので、その方向性で決まるのならば、それで異論はありません。

○早川座長 外の方で、どなたかございますか。よろしゅうございますか。

それでは、本件に関しましては、何人かの先生方から、積極的に自ら評価の対象案件にしてはどうかという御意見も出ておりますので、これは最終的には安全委員会の方でお決めることになることだと思いますけれども、この専門調査会としては、一応、その候補案件として挙げさせていただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、4 番目のヘテロサイクリックアミンに関する食品健康影響評価について、御質問、御意見をお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

そういたしますと、これにつきましては、先ほど御説明いただいた資料 3 の 9 ページに、リスク評価を行う上での留意事項というのが書かれておりまして、これについては、まだ、

こういうものを測定するための妥当性の確認された分析法の開発が必要である。あるいは推定一日摂取量等、食品中の含量、これに関するデータの蓄積が必要であるというようなことで、いきなり評価するということころまでは至っていないような感じを受けますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○清水専門委員 これは、私も多少関わっていて、こういうようなものに関連した実験をやっていたことがあるんですけども、いわゆる食品の加熱分解によって発生していく、焦げた部分のもの、アミノ酸の分解物の中には非常に強い変異原性あるいは発がん性を示すものが明らかにされてきたということですが、ただ、問題は日本人の食生活の中でどれぐらい摂取しているのかというのは、まだだれも明らかにしていないんじゃないかと思うんです。

例えば、参考データの方にドイツがリスク評価研究所というところで、一日摂取量、7ng/kg 体重/日というような値を出していますけれども、では日本人では、日本の調理の方法でどのぐらい摂取しているのか、そういうリスク評価はやはり必要ではないかと思います。

ドイツの調理方法と日本の調理方法はどう違うのかといったようなことも問題になるかもしれませんが、そういう意味で留意事項に書かれてあるようなことを、今後、していく必要があるのではないかと思います。

○早川座長 ありがとうございます。外にいかがでございましょうか。

それでは、これにつきましては、まだいろいろこれから検討あるいは情報を収集しなければいけない点があるということで、情報収集をさらに継続して行っていくというような形で、この委員会としては方向付けたいと思います。

ありがとうございます。それでは、5番目の多肥栽培による葉物野菜中の硝酸塩に関する食品健康影響評価について、御審議をお願いいたしたいと思います。

いかがでございますか。これは、たしか先ほど資料3の19ページからですか、農林水産省の方から情報提供がなされているというようなものであります。

特に御意見はございませんでしょうか。今、調査研究を厚生労働省あるいは農水省等々で行っているということで、厚生労働省では詳細な摂取量の調査等を継続的に実施している。それから、農水省では、野菜の硝酸塩低減化マニュアルを策定した段階である。これは先ほどのものですかね。何か御意見はございますでしょうか。

特に積極的な御意見がないようでありますので、これにつきましては、既に部分的に情

報提供をされておりますけれども、確かに食品中の硝酸塩がどういうふう健康への影響があるかということについて、安全委員会としてリスク評価の立場から、例えばファクトシート等を作成して提供するというようなことが必要かなというふうにも思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

よろしければ、そういう方向でお願いしたいと思います。

どうぞ。

○清水専門委員 私、新任なので、ちょっと定義を確認したいんですが、ファクトシートというのはどういう期待で、どういうことを目的としているのか、お願いします。

○早川座長 それでは、御説明いただけますでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 ファクトシートと称しておりますのは、現在、我が国あるいは世界中から科学的知見をいろいろ集めまして、それを整理した上で、最新の管理、評価に関する情報ということでまとめたものでございまして、例えば今まで肥育ホルモンの話、トランス脂肪酸、こういったものについて作成しております。

例えばトランス脂肪酸で御紹介しますと、項目としてはトランス脂肪酸とはということで、どういうものか、あるいは製造過程でどういう製造過程でできるかということ。

2つ目の項目として、リスクに関する科学的知見ということで、トランス脂肪酸の人への健康影響ということで、世界中の知見を整理し直している。

さらには、トランス脂肪酸の摂取状況ということで、海外と我が国の状況について整理をしております。

それらを踏まえての対応ということで、国際機関の対応、諸外国での対応、それと我が国での対応の現状について整理した上で、今後の取組の必要性ということを最後に取りまとめしているということでございます。

ホームページに紹介されておきまして、これをつくる過程におきましては、厚生労働省、農林水産省、環境省とも連携を取って、間違いがないかをチェックしている。そういったものでございます。

○清水専門委員 ホームページに載せるわけですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 広くお伝えするのに、一番いいのがホームページでございます。その外、機関誌などにも要約してお示ししたりということで周知を図っているものでございます。

○清水専門委員 ありがとうございます。

○早川座長 どうぞ。

○小泉委員 このファクトシートというのは、要するに、情報が今のところそれほどないとか、あるいは日本人の食生活から見て、それほどすぐに評価して対策を取るべきだというようなものではない場合に、今、ある事実というんでしょうか。状態を報告して、皆さんに情報提供するという目的で行われております。

○日野事務局次長 調査会が終わるまでに、一例としてトランス脂肪酸のファクトシートを配付させていただきます。今、準備しております。

○清水専門委員 一種のリスクコミュニケーションということですか。

○小泉委員 まだ、評価するところまで至らないけれども、情報提供をして皆様方に理解していただくという意味なんです。

○清水専門委員 ありがとうございます。

○早川座長 外にいかがでしょうか。

それでは、先ほど申しましたように、ファクトシート等を通じて情報提供を行うという扱いにさせていただきたいと思います。

6番目の有機ヒ素化合物、ジメチルアルシン酸に関する食品健康影響評価について、御質問、御意見等がございましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

特に御意見がないということであれば、特段自ら評価の対象にする状況ではないということかと思いますが、先ほど出てまいりましたファクトシートみたいな形で対応するというのが、1つの考え方かもしれないと思いますが、どうぞ。

○西脇専門委員 先ほどの鉛の件に照らしてみたときに、この有機ヒ素化学物質のジメチルアルシン酸の件ではありませんが、総ヒ素として基準ができたのが同じ昭和34年であり、毒性の観点から見るとヒ素の方が明らかに発がん性、毒性が高い状況です。本件の有機ヒ素化合物に対してどう判断するのかという問題はありますが、昨年度に論議を行ったヒジキ中のヒ素の件も含めて、1年間にヒ素に関する件が、無機ヒ素と有機ヒ素で2つ出てきています。

したがって、総ヒ素に関してどう対応すべきなのか併せて考えてもいいのではないかと思います。

○早川座長 無機のヒ素に関しては、どんな状況になっているのでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 先ほど御説明しましたように、ヒジキについての調査を行いました。それを踏まえまして、ファクトシートを現在作成中でございますので、場合によりましては、有機も含めてそれに記述するということもあり得るかなと考えました。

○早川座長 あとは、資料3の14ページに、現段階で4つほどリスク評価を行う上での留意事項というのが書かれておりますが、例えば確認された分析法の開発が、それ以前に必要であるとか、一日摂取量と食品中の有機ヒ素に関するデータの蓄積が必要である。そういう、ちょっとここは鉛とはまた違う状況が、リスク評価するバックグラウンドが十分そろっているかどうかということに関しては、若干差異もあるような感じも受けます。

○西脇専門委員 有機ヒ素に限定すると、座長のおっしゃるとおりですが、総ヒ素の現行の基準値等の観点でみると、基準値は鉛と同じ昭和34年に策定されていることから、鉛の論議を踏まえて消費者視点で考えてみる必要があると思います。

ヒ素は、普通に考えて鉛よりも自然界から、あるいは食品を通じての摂取量は明らかに少ないと想定されます。また、いろんな規制強化や環境対策等も進む中でリスクが少なくなっているというコーデックス委員会の見方で我々も考えていくかどうかです。前者の視点から総ヒ素の視点で自ら調査を行ってもいいのではないかと思います。

○早川座長 清水先生、どうぞ。

○清水専門委員 ちょっと私も、今、手元に資料がなくて確認できないんですが、いわゆるIARCでヒ素のヒトでの発がんというのは、たしか無機でしたね。有機ヒ素では、まだヒトでの発がん性は証明されていないと思うんです。動物ではある。

それから、日本人は無機のヒ素を相当多量に採っているということも、これは事実なんです。ですから、生体内に入った無機のヒ素が、生体内で有機に変わるかどうか、この辺は、まだはっきりした証明はなされていないんじゃないかと思うんですが、そういう意味では、もっとデータの有機ヒ素に関するデータの蓄積というのは、あるいは実験的なデータの蓄積というのは必要ではないかと思います。

○早川座長 外にいかがでしょうか。今、御意見が2つに分かれているわけですが、1つは、まだこれからのデータの蓄積が分析法あるいは有機ヒ素に関する発がん性の問題も含めて必要ではないかという御意見と、鉛と同じような線上で見えていくという考えもあるのではないか。そういう2つの意見が出されておりますが、外に関連して御意見がございませうでしょうか。

どうぞ。

○佐々木専門委員 今の段階では、有機ヒ素そのものを評価するためには、まだまだデータも足りない、特に暴露データですね。収集し切れていないということで、先ほどありましたヒジキの中のヒ素の件と併せて、最新のデータをファクトシートにまとめていただきたい。なおかつ調査研究が行われていますので、これらの情報を収集継続して、新たな知

見が得られたときに評価に入るといような方向性を確認できればいいのかなと思います。

○早川座長 外にいかがでしょうか。

それでは、今、意見が2つございまして、それで、何が何でもこの企画専門調査会で決めなければならないということでもないと思いますので、今、出された2つの主な意見を併記するというか、そういう形で親委員会の方に委ねるという考え方もあるかと思うんですが。

どうぞ。

○河合専門委員 鉛と一緒にするというのは、ちょっと無理があるような気がして、一般的に見てもヒ素は毒物とはっきり分かっていて、猛毒の部類でして、量的にもほとんど異常な分と見られますけれども、片一方鉛というのは、やはり身近なものみたいな形があるので、かなりファクトシートとかきちんとしてもらった方がいいと思うんですけれども、そういった観点では、私は佐々木委員の方の意見に賛成でして、もう少し情報を集めていただくという方にまとめていただいた方がいいんじゃないかと思います。

○早川座長 西脇委員、いかがでしょうか。

○西脇専門委員 その方向性で了解します。というのは、私自身も有機ヒ素に関してということよりも、先に述べた視点で考えたとき総ヒ素に関して考えるポイントがあると思い発言させていただきました。ファクトシートで結構です。

○早川座長 それでは、現在、無機ヒ素についてはファクトシートをつくっている最中だということですので、無機ヒ素のファクトシートに、今の有機ヒ素の問題も加えていただく。そういう方向で処理をしていただければと、そういうことでよろしゅうございますか。

○酒井情報・緊急時対応課長 了解いたしました。

○早川座長 それでは、そういうことで、6番目の課題については取り扱っていただきたいと思います。

それでは、今までの御議論の結果を踏まえますと、食品健康影響評価の案件候補として、3番目の食品（器具・容器包装を含む）中に含まれている鉛に関する食品健康影響評価を自ら評価の案件として残すということでございます。

そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」と声あり）

○早川座長 ありがとうございます。それでは、これまでのものを、今、御結論をいただいたということで、鉛の問題について、食品健康影響評価の案件候補として食品安全委員会に報告いたしたいと思います。

それで、報告の体裁等につきましては、座長に一任いただくということで、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○早川座長 ありがとうございます。それでは、そうさせていただきたいと思います。

それでは、引き続きまして、平成19年度食品安全委員会運営計画の実施状況の中間報告について事務局より御説明をお願いいたします。

○大久保総務課長 それでは、資料4でございます。時間がないので、1ページをお開きください。

全体は第1から第7に分かれておりますけれども、第1のところに、いわゆる重点事項というのが書かれております。左の方の2にありますけれども、今年度はここに書かれておりますような7つを重点的に運営してきておるとというのが現状でございます。

そして、個々は説明しませんが、その右側に、現在までの事務局としての評価が書かれております。19年度の運営計画に基づきまして事業を進めまして、現在までのところ、私どもおおむね計画どおり進捗しているだろうと考えております。

また、今後、年度末に向けまして、この計画に沿いまして事業設計をきちんとやり、着実に進めていきたいということでございます。

内容は、これをお読みになっていただきまして、また、今年度の結果については、多分来年の5月か6月ぐらいになると思いますけれども、最終的な事業報告という形で御報告させていただきたいと思います。

時間がないので、ほとんど説明になっておりませんが、今日はこの辺で終わらせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○早川座長 ありがとうございます。それでは、ただ今の御説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたらお願いいたします。

どうぞ。

○西脇専門委員 時間のないところ申し訳ありません。1つ目のこんにゃく入りゼリーは自ら評価としないというのは確認しました。それで、結果的にどういう扱いになるのでしょうか。ファクトシートの対象外とするという結論でよろしいのでしょうか。ちょっと結論があいまいで、自分自身で把握し切れていないので、その結論の確認を座長よりお願いします。

○早川座長 私の理解では、情報提供を行うということと、それから先ほど業界からいろんなパンフレットとか、注意書き等も出ているので、どなたかからも御意見はありま

したけれども、その実効性がどこまでかということについても情報収集を行う、そういうふうな方向でいかがでしょうか。

○西脇専門委員 ありがとうございます。そうすると、これまでのやり方ではファクトシート以外の場合には、メルマガ等で報告をするような形をとっていましたが、それと共に新たな行動を検討するということで理解しました。

○早川座長 そうですね。先ほど最初に随分御議論いただいて、基本的には情報提供をこういうものについてはリスクがありますということについて行うということです。

そのときに、そこがどこまで徹底できるか分かりませんが、御家庭のレベルまでそういう情報提供ができるのかどうかということについては、事務局の方で少し、言わば今までにない形の、ホームページという話が最初にございましたけれども、それにプラスして何か踏み出せるところがあるかどうかということについて御検討を願う。こういう話だったかと思います。

○西脇専門委員 済みません、ありがとうございました。

○早川座長 よろしゅうございますか。外にございますか。

どうぞ。

○山根専門委員 一言だけ、今のこんにゃく入りゼリーなんですけれども、先ほどの議論の中で、たばこや薬等の誤飲とは全然違って大したことがないんだという話で、マスコミがちょっと騒ぎ過ぎてこれだけのことになってしまったというような説明があったんですけれども、ちょっと私は残念に思いました。

子どもが楽しみにしているお菓子でこれだけ死亡が出ているということは、やはり私は大きい問題だと思いますし、やはり一人でも食品事故に遭わないようにというスタンスで安全委員会はいてほしいし、リスクを評価する機関で云々ということは分かっているつもりなんですけれども、消費者の意識というか期待とは違うところがあるかなと、感想です。

○早川座長 食品安全委員会あるいはリスク評価機関としての役目、限界が十分ある中で、可能なアクションをしてほしい、そういうお話だと思いますので、そういう方向で少し御検討いただければと思います。

どうぞ。

○佐々木専門委員 申し訳ありません、時間がないので、今のこんにゃく入りゼリーのことにに関してなんですけれども、やはり各国の施策として基準を決めている。その中で大きさですとか、ゼリー強度についても決めています。そのところでどのようにしてそれを決めたのかとか、あるいはどういう判断でもってそういう基準を決めたのかというのは、

やはり日本の安全行政について見直すあるいは一つのヒントになってくると思います。今回集めた内容については、メルマガ等々というよりは、どちらかというと、緊急広報の対応になるのではないかという気がしましたので、どういうふうに広げていくかというのがありますけれども、やはり各国で禁止しているものを表示をするということで認めていくというのは、やはりそれなりの責任が出てくると思います。対応方含めてもう一度事務局の方で御検討いただければと思います。

それから、発言の機会を逸してしまったのであれなんですけれども、1つだけ意見を述べたいのがあります。

実は、前回の専門調査会の中で、パラベンリスク評価は、対象とせずというふうになっていますが、実はその議論概要に、リスク管理機関が使用基準を定めているので、案件としないと読み取れる内容が書かれています。

先ほど小泉委員の方からも基準が決まっているから対象とするということはないということはないというお話でしたので、ちょっと触れたいんですけれども、パラベン類は、グループ ADI という設定になっていますから、グループの中に ADI として認めていいよという指定がないと、ADI はなしという扱いになります。

前回の資料を見ますと、日本で許可しているパラベン類に、そもそも ADI がないものが使われている。さらに今回、ADI を外されたものがあるというリスク評価がなされているわけです。

食品安全委員会で何を評価するのか、特に自ら評価のところでは、科学的知見が得られた、あるいは海外において再評価された、あるいはよその国で規格基準が変更されたというような事由があって、なおかつリスク管理機関で対応が適切ではない場合、適切に行われている場合は除外するとありますので、それに当たるのではないかという気がしました。

というのは、現在の食品添加物基準はほとんどが食品安全委員会が設置されて、リスク評価を行う前に設定されていますので、実は私も少し不安になって食品添加物協会が発行されている冊子を見ましたら、ADI のない添加物はかなりあります。

そもそも食品安全委員会は、新たな基準を設定する場合には、管理機関がちゃんと諮問を行って、その評価に基づいて決めるというふうにあるのに、古い方については、全然評価もされず、ましてや国際的な ADI がないにも係わらず使われているということがあるので、食品安全委員会の選定しない理由のところに基準があるから要らないというのだけは科学的知見に基づいて評価をする食品安全委員会の理由として、あれはずっと残りますので、ちょっといかなものかなと思いました。

それで、もう議事録として公表されてしまっていますので、直すということにはならないんですけども、やはり今日の議論の中で、基準があるからということで、評価しないということはないということも残しておきたくて、ちょっと発言させていただきました。

それと、そういう添加物の実態ですから、ADI がないもの、あるいは ADI が更新されているものについて、積極的に管理機関である厚労省がきちんと消費者が安心するような見直しをしてほしい。

○早川座長 ありがとうございます。先ほどのこんにゃく入りゼリーの話がずっと続くんですが、これについて各国でサイズ等を決めている根拠について、もし可能であれば、どこまでが食品安全委員会の役割か分かりませんが、調査できないかということが一つです。

もう一つは、基準があるから評価しないということではないということは確認されたということです。

あとはパラベン等、食品添加物について必ずしも十分評価ができていないのがあるのではないかとということで、それについては、これからどういうふうに取り上げるか、取り上げるべきということですか。

○佐々木専門委員 いや、短期間にきちんと見直しをする。

○早川座長 短期間にきちんと見直しをしてほしいということですね。そこは管理機関とリスク評価機関とのコミュニケーションも必要なんだろうと思いますが、そういう御意見があったということで、よろしくお願いいたします。

外に、全体的にございますか。今日は時間の関係で走りばしりのお話になってしまっておりますけれども、よろしいですか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了ということでございます。

次回の会合についての予定を事務局からお願いいたします。

○大久保総務課長 それでは、次回、来年でございますけれども、平成 20 年度の食品安全委員会の運営計画、今度、新しいのをつくらなければなりません。等々がございまして、事務局としては、恐らく来年 1 月の下旬ぐらいから 2 月の上旬ぐらい、これは事務局の作業日程の都合ということでございますが、その辺を目途に 1 回開催したいと考えております。この辺の日程については、少し幅広めに皆さんにお聞きして、最大公約数で決めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○早川座長 それでは、そういう日程でということですので、よろしくお願いいたします。

司会不慣れのため、時間が 30 分余り遅れましたけれども、以上をもちまして、企画専門

調査会の第 22 回会合を閉会いたしたいと思います。

御協力どうもありがとうございました。